

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年10月2日)

○ 小林博次委員長

どうもおはようございます。ただいまから防災対策条例調査特別委員会を開かせていただきます。

本日の流れなんですけど、（仮称）四日市市防災対策条例、これについて先般、四日市市自治会連合会の役員会と懇談させていただきましたので、そのあたりの報告と関連する事項についてまとめに入っていくということが一つと、それから、今後の日程、この二つが今日の主な議題になります。

傍聴の方がお二方お入りいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、タブレットでは、14特別委員会、01防災対策条例調査特別委員会、19平成30年10月2日というところをお開きいただきたいと思います。

四日市市自治会連合会の役員会と懇談させていただきましたので、その報告をかいつまんでさせていただきますと思います。

結論的にいうと、四日市市地域防災会議、それから四日市市自治会連合会、これが一生懸命災害対策で活動しているのに、我々を無視して何で同じようなものをつくろうとしているのかと、こういう不信感が表明されました。

私どものほうはこの条例づくりについて経過報告をさせていただきました。感覚的には、私ども説明をさせていただいたんですが、同じものを議会でもやっているという、そういうことではなくて、この特別委員会で審査されていますこの条例案については、基本的に理念条例として、皆さん方が四日市市自治会連合会さんもしくは防災組織で行っている活動に何か制約を加えたり、地域防災計画に手を加えたり、そういうことではなくて、それの上に位置するものを条例として整理していると、こういう趣旨だけはお伝えをさせていただきました。

中身としてはそんなことです。必要があれば、もっと詳しく報告はしますけれども、ともかく会議の中で出てきたのは、この条例は罰則があるのかと、いや、罰則はありませんと、守らなくても何も無いのかということで、これは不信感の具体的な意思表示の仕方での表明があったのかなと、逆に言うとかかなり厳しくお叱りを受けていると、こんなふうを受け取らせていただいたわけですが、今後の対応としては、もう少し丁寧に説明をさせていただく必要があるのかなと、こんなふうに思っています。

そこで、この防災対策条例を議員政策研究会の分科会で問題提起をして、地方自治法96条で我々はさまざまな問題の根拠になる条例づくり、これをしていくということを確認して今日に至っているんですが、例えばわかりやすくいうと、四日市市の条例は200ありますが、その上に立つ条例として市民自治基本条例を議会で制定しました。これは上位法で、理念条例として考え方をまとめて、以下200ある市条例に順次生かしていく、こんなことをしてきたと思う。その中に、今度は防災対策条例を理念条例としてまとめて、今、地域防災計画は市が練っていますけれども、そういうものに反映をさせていく。そういうものの法的根拠をつくっていく、こんなことを今後もう少し丁寧に説明をしていく必要があるのかなど、こんなふうに考えています。

そのやりとりを危機管理室に説明をしておりますので、危機管理室のほうからちょっと説明を、その後どんな対応をされたのか説明をいただきたいなと思います。

○ **加藤危機管理監**

危機管理監、加藤でございます。

四日市市自治会連合会につきましては、昨日会長のほうと面談をさせていただきまして、これまでの経緯も含めてご説明をさせていただきまして、一応ご理解をいただいたというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○ **小林博次委員長**

質問があればちょっとお受けしたいと思います。

○ **加納康樹委員**

ちょっと何か鳩で豆鉄砲なんだか、狐につままれたというのか、正副委員長が怒られた理由とか、今言ったご理解をいただいたとか、正直言ってさっぱりわからないんですけど。何が悪くて、何がよくなったのか、ご説明いただけると。

○ **小林博次委員長**

それでは、話をした経過がありますから、Q&Aという格好のものをお手元に配らせていただきたいと思います。

じゃ、5分ぐらい精読してください。

(精読)

○ 小林博次委員長

大体精読いただけましたか。

かいつまんで、そんな内容で話がありました、ということです。

きょうは、特別に質問がなければ先に進めたいと思いますが、よろしい。

(なし)

○ 小林博次委員長

そんな感じで話がありました。その話の中で、きょう、例えば、四日市市地域地区防災組織連絡協議会、この辺のことが条例上落ちているというそんな感じの話がありましたが、条例の中に入れるというのは無理だというふうに思っています。

しかし、解説の中ではご活躍いただいている中身を、各地区の自主防災組織、これのあとに四日市市地区防災組織連絡協議会も、これの活動を少し補足させていただくということをしたらどうかと、こんなふうに思っています。

○ 森 康哲委員

質問、委員長、進め方で。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 森 康哲委員

四日市市自治会連合会とやりとりをされた経過報告はこれで大体わかりましたけれども、そもそも四日市市自治会連合会とのやりとりの内容をこの条例案に盛り込もうということで、今進められようとしておるのですか。

解説であっても、今まで審査をずっとやってきて、もうまとめに入って、文言修正まで

して、もう固めに入った後じゃないですか。その段階で、今、委員長言われた、実施条例ではなくて理念条例とか、根本的に何かひっくり返されたような感じがあるんですけども。

○ 小林博次委員長

いやいや、もともと理念条例として整理してきたやつやから。

○ 森 康哲委員

もともと。

○ 小林博次委員長

この前もお願いしたみたいに、四日市市自治会連合会さんと話をさせてもらって、話を聞かせてもらって、私どもの議論の中で抜けておるような点が指摘されるのなら入れる必要があるのかなど。議論した中で大体集約に入っているわけですけども、その中に全部おさまればそのままでええやろうなど、こういう感じで臨んだと思っていますけれども。

○ 森 康哲委員

条例をつくる前段階で、いろいろな調査をするところで、そういうご意見やご要望というものを洗い出して入れていくならわかるんですけども、ここに至ってもう固めた後にそういうのが出てくると、ほかの団体はどうだと。経過報告にもそういうやりとりの記載があるんですけども、その辺のさばきはどうかされたんですかね。

○ 小林博次委員長

だから、四日市市自治会連合会の話の中では、防災団体とかいろいろ団体がありますから、その意見を全部聞いているととても集約がつかんし、そういう意見を入れて条例をつくるという意思はありませんということで、当日返事をさせてもらっていますけれども、かなりボタンのかけ違いが、これは自治会組織、それから防災組織というのは行政側の組織ですから、そことその団体との意思疎通がうまくいっていないのかなど、こんなふうに感じたので、危機管理室にはその旨申し上げて、しかし話の中でかなり突っ込んで研究されているところもあるというふうに思っていますから、取り入れることができるようなも

のがあるのなら入れていきたいし、従来我々が論議した中に全部包含されているということであれば、そのまままとめに入る、こういうことで、この前お話ししたとおりです。

ただ、きょうの入り口は、自治会さんからそういう話し合いをした経過だけちょっと報告しておかんとまずいかなと、こういうことで報告を冒頭させていただきました。

○ 森 康哲委員

この意見の中にも記載があるように、地域防災計画とこの条例案というのが酷似していると、網羅されていて重なっている部分も多いじゃないかというような記載があるんですけども、その辺の意見に対してのアンサーはどういうふうにされたんですか。

○ 小林博次委員長

基本的な考え方としては、そういうものをまとめたその上位にこの市条例がある、防災策条例があるという、そういう話をしました。

だから、並列してあるわけでないと。

○ 森 康哲委員

自主防災組織さんが地域防災計画、各地区で作成されて、それに沿って防災訓練もやられているわけですよね。その上位に来る条例を作成すると、それはわかるんですけども、そのすり合わせができていなかったわけなんですよね。四日市市自治会連合会との。

○ 小林博次委員長

私ども、それは最初からやる意思がないので。どの団体ともすり合わせはしません。

○ 森 康哲委員

しない。

○ 小林博次委員長

はい。ただ、要望があれば、時間的にゆとりがあれば接触をさせていただく。だから委員会として接触してきたということではないんです。

塩浜地区の自治会とも懇談させていただきましたが、これも同じことで、委員会として、

出れる人は出てくださいという話をそのときはしましたが、その地域で、だからここでもそこだけ意見を聞いて、ほか何で聞かんのやということがあったけど、委員会として聞いているわけじゃないと、正副委員長が行って説明をしてくると、そういう感じの捉え方をしていただきましたが、四日市市自治会連合会も同じ捉え方で対応させていただいております。

ただ、話を聞いて、これ、参考になるな、これ、入れておいたほうがいいなというようなことがあるのなら反映させたいし、もう既に議論の中で集約されているということであれば、もう丁寧に説明させていただく、そういうことになるのではないかと、こんなふうに理解しています。

だから、例えば災害対策基本法というのが上位法にあって、その下に自治体が、市役所があって、市の中に我々議会も入って、条例上その下で中心的に役割を担うのが危機管理室で、危機管理室の傘下、下にあるのが地域の自主防災組織なんです。そういう条例規定をしたら、自治会さんから、自治会の方が防災組織をつくってやっておるやないかと。自治会を取り出せということで、ですから条例上修正させてもらって、自治会、それから防災組織、こういう規定づけをした。

実は、自治会は危機管理室ではなくて、市民文化部主管になる、行政的には。だから、自治会が地域の防災組織をつくって実際に自治会と同じ人が同じことをやっているんやけど、軸になっているのは自治会ですから、ということで取り出しをここでさせてもらった。これはパブリックコメントの意見に自治会さんのほうから出てきていたものを入れた、という経過があった。その自主防災組織の中には、地域で連絡協議会をつくっていて、4ブロックに分けてやっている。縦軸にブロックをつくっているんで、海のほうで何かがあったときは山側の人たちが助けることができる、こんなようなことで日常的に訓練をしている。そのもとになっているのが地域防災計画ということやね。

ところが、この地域防災計画に上位法、根拠法令がありませんから、今、例えば、南三陸町ですか、津波で死んだって裁判になっていると思うんやけど、ああいう問題があるときに根拠法令がないと対応が困ると思うので、我々は議員政策研究会のほうでそういう条例づくりが必要であるということで上位法として理念条例をつくった、つくりつつある、こういう位置づけになるのかなと、こんなふうに思っています。

○ 森 康哲委員

そうすると、四日市市自治会連合会さんまではそういうふうな正副委員長で骨折って、そうすると、例えば企業防災、港湾災害対策協議会とか、コンビナートによって組織された防災組織があると思うんですけれども、そういうところももし来てくれと言えば正副委員長で出向くわけですか。

○ 小林博次委員長

日程の問題が、後ほどやりますけど、日程があるんなら呼ばれば行きますけど、日程がなければ行きません。

危機管理室のほうからそういう日常的には吸収されているはずで、指示をしたりさまざま意見交換がそこでされていますから、だから、コンビナート地域防災協議会はその上に危機管理室がありますから、そちらのほうで対応していただく。地域の自主防災組織もそういうことなんですけれども、だから、ただ話を聞いていると、地域防災協議会と危機管理室のこの条例づくりについての話が全然なかったんかと言えば、いや、そうでもないという感じがありましたけど、詳しいやりとりはないみたいで。

○ 森 康哲委員

コンビナートは基本的に県管理ですよ。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 森 康哲委員

危機管理室ではないよね。三重県ですよ。

今の委員長の説明やと、ちょっと危機管理室が把握しているわけではなくて、県が把握している。コンビナート防災は。

○ 小林博次委員長

だから、危機管理室を通して県が把握している。

○ 森 康哲委員

所管されているのは県。

○ 小林博次委員長

そういうこと。

○ 森 康哲委員

難しいな。

○ 小林博次委員長

流れとしてはそんな流れで、要は、正副委員長で話を聞かせていただいて、かなり怒っているなということが感じられたので、これはやっぱり危機管理室としてきちっと対応してもらっておくほうがいいのかなと。

○ 萩須智之副委員長

塩浜には企業の方がいらっしゃってます。

○ 小林博次委員長

塩浜のときはコンビナート企業が来ていましたけどね。

○ 萩須智之副委員長

早川委員もいらっしゃっていただいたときなんですけど、半分企業、半分自治会という会議の席に、そういう会議の席に呼んでいただいて、半分企業、半分自治会という感じだったんです。企業からは意見は一つも出ませんでした。たまたまですが。

○ 小林博次委員長

防災よりも道路が悪いとかそんな話が多かったの。信号がなくなったとか。

○ 村山繁生委員

やりとりはわかりましたけど、今、危機管理監のほうから四日市市自治会連合会のほうと話し合っって一定の理解を示していただいたというふうに今おっしゃいましたわね。どう

いうふうに理解していただいたのか、ちょっとその辺のところを危機管理監のほうから。

○ 加藤危機管理監

先ほどのご説明が不十分で申しわけございませんでした。改めてもう少し細かくご説明させていただきますと、説明の内容といたしましては、まず、この委員会、まず市議会のほうからの提案によるこういった条例策定の意義ということについてのご説明をさせていただきましたし、それから、地域防災計画というものの位置づけにつきましても改めてご説明をさしあげました。

これは災害対策特別基本法に基づいて、四日市市地域防災会議を設置するということになります。それに基づいて、これ、四日市市自治会連合会の皆さん、それから地区防災組織連絡協議会の皆さんにも委員としてご参画いただいているということも改めてご説明をさせていただきました。

それで、地域防災計画と今回の策定をいただいております条例との関係についてもご説明をさせていただきますして、総則の8条ですかね、地域防災計画への反映という文言もございませぬけれども、ここの点にもございませぬように——ここまできのうは文言までは説明をさせていただきますせぬでしたが——地域防災計画を修正する場合は、防災対策条例にございませぬ基本理念を尊重し及び反映させなければならないというような文言もございませぬ。こういったことを踏まえまして、条例と地域防災計画の関係についてもご説明をさせていただきますところでございます。

あと、これまで私どもが主体となって、四日市市自治会連合会なり、地区防災組織連絡協議会なりにご説明をなかなかできなかつたという事情も含めてご説明をさせていただきますして、申し上げましたように、ある程度一定のご理解をいただいたかなというふうな思いを持っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。よろしい。

○ 早川新平委員

一定のご理解という、そこのところがちょっとどうも腑に落ちないので、その一定のご

理解というのは危機管理監から見てどういうふうに理解をしていただいた、納得していただいたという意味でおっしゃったと思うんですけど、そこをちょっと。

○ 加藤危機管理監

ほとんど重複になるんですけども、改めてもう一度つけ加えさせていただくとすれば、議会のほうでこういった特別委員会を設置していただいてご審議していただいている内容について、例えば途中の策定計画案の時点で私どもがこれを持ち出してご説明はなかなかできないという事情でありますとか、そういったところも含めてこれまで、市議会のほうでこういった条例を策定していただいている、特別委員会がされているということにつきましてはご認識はいただいていたというふうに私も思っておるんですけども、あえて私どものほうからそういった説明をする機会を設けていなかったということについて、私どもの執行部の不手際なり、そういった瑕疵といいますか漏れといいますか、そのようなものではなかったというようなどころについて、一定のご理解をいただいたというふうに私は認識したというところでございます。

○ 村山繁生委員

ということは、その地区防災組織連絡協議会と、市の防災対策条例との位置づけを認識していただいたということによろしいね。基本的に。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 村山繁生委員

そうですね。委員長としては、そういった自治会との懇談の中に、参考にすべきというか入れるべきところは入れたらいいんじゃないのと、そういうお考えだということですよね。

○ 小林博次委員長

はい。入れられるものがあるんならね。

○ 村山繁生委員

まず、それ確認しました。

○ 小林博次委員長

だから、大体審査を、条例づくりをやってきて集約をし始めたところで、話を聞かせていただく限りでは目新しいものというのは既に我々が議論をして条例案の中に入れたものだというふうな、そういう認識は持って帰ってきましたけれども、ただ、解説の中に、例えば、実際にやっているのは四日市市地区防災組織連絡協議会、これが大きな役割を果たしている、こんなことがありましたから、解説の中に入れておいたほうがいいのかなと、こんなことを思って、できたら後ほどそこら辺は提案させてもらおうと思っていますけれども。

○ 森 康哲委員

私の受けとめかたは、今委員長とやりとりする中では、四日市市自治会連合会さんとのやりとりでかなりお叱りを受けたという発言があったので、そうだったのかという雰囲気を読み取れたんですけども、今危機管理監の理解していただいたということと全く違うので、委員長はかなり危機感を持って対応されたのかなという。

○ 小林博次委員長

いやいや、そんなことではないんです。お叱りを受けたのと違って、怒っているという話を申し上げたんですけども、その後、四日市市自治会連合会役員会で話をして、その後危機管理監、危機管理室の方に来ていただいて、もうちょっときちっと説明しておく必要があるのと違うのかなと、この条例づくりを。だから、災害対策基本法に基づいて地域防災計画なんかが、それから防災組織がつくられて、実際に日々訓練されているわけやね。いざというときに備えて訓練されているわけですよやないか。だから、それに法的根拠を持たせるのに条例づくりがあるということをきちっと説明して理解を得てくださいという話はしました。

○ 森 康哲委員

もともと塩浜地区の自治会からの要請で、最初正副委員長と早川委員が行っていただい

て、説明をしていただいたと。その後に、いやいや、四日市の条例なんだから四日市市自治会連合会さん、四日市全体の自治会、自主防災組織さんとも話し合いもやはりするべきだということで、また、行かれたわけですね。正副委員長で。

○ 小林博次委員長

いやいやいや、そこ、ニュアンス的にちょっと違うけど。

○ 森 康哲委員

そういう意味で怒られたという形じゃないんですか。

○ 小林博次委員長

いや、怒っておるというか、相手がな。

○ 森 康哲委員

そういう意味に僕はとっているんですけど。

○ 小林博次委員長

相手が怒っている中身はさっき言うたみたいに、一生懸命我々がやっているのに同じようなことを審査して二つもやることないやないのという、そういう捉え方がありましたから、これはQ&Aの中に表記させてもらいましたけれども。

○ 村山委員

だから、行き違いのやりとりがあって、そこで危機管理監のほうから丁寧な説明をしていただいて、四日市市自治会連合会のほうにも理解をしていただいたということでいいんですね。

○ 小林博次委員長

今の報告ではそういう感じですね。

○ 村山委員

だから、森委員の言われておる、全然違うやないかということではないと思うんですけど。怒られたというか、いろいろな意見が四日市市自治会連合会から出て、何でやというふうなことが出て、いやいやこれは今までそういう説明がなかったことは確かやったけれども、それをきちっと説明していただいて、市条例の位置づけをきちっと説明して認識を、理解をしてもらったということとということに私は認識したんですけど、違っていませんか。

○ 小林博次委員長

正副委員長ともあれなんやけど、危機管理室が主導している組織ですから、自主防災組織、そことの関係をきちっとしてくださいよとこういう話を申し上げて、そういう話をされて、大体理解を得たという、こういう報告を今聞いたので。

○ 加藤危機管理監

四日市市自治会連合会につきましては先ほどから申し上げておりますように昨日水谷会長のほうにご面談の時間を頂戴いたしまして、先般、委員長からこの前段の経緯、状況をお聞きしましたことを踏まえて改めて——ご説明の機会は昨日になりましたけれども——頂戴したところでございます。

一方、四日市市地区防災組織連絡協議会でございますが、こちらにつきましては、ことし8月に会長のほうに——パブリックコメントが募集されている以降でございますけれども——その時点で内容については説明させていただく機会はございましたが、一方、例えば、役員の皆様が集まりのところでそういった機会というのが設けておりませんということ、今後の反省材料の一つかなというのは思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

四日市市自治会連合会の役員さん、A、B、Cさんの意見、ほとんどが否定的というか、地域防災計画と二重運用になってしまうという意見や、もっと我々の意見を上乘せしてもらえる心遣いがあるとありがたいとか、かなりこの条例の中身に対して意見を反映してくださいよという要望が含まれておると思うんですけども、その辺のさばきを全く無視してご理解いただいたというふうに危機管理監はおっしゃっているのかどうか。

○ 加藤危機管理監

昨日のご説明は、基本的にはこの議事録をもとにご説明をさせていただきました、既にパブリックコメントの過程で自治会の名前がなかったというところに入れていただいたということも既に十分ご理解もいただいておりますし、地域防災計画があるのに条例というところにつきましては私のほうからは関係性と、先ほど申し上げましたように意義を説明させていただきましたというところでございます。

○ 森 康哲委員

だから、この意見に対して全て四日市市自治会連合会さんに理解をとったんですね。

○ 加藤危機管理監

特に、既にうちに防災計画があるのにその条例の作成の意義、どうしてつくるのかということについて、ちょっと私の表現が不十分でございましたが、それを完全に腹におさめていただいたかということでは、私もちょっと自信はございません。申しわけございません。一定の理解が得られたというふうに申し上げましたけれども、その部分については十分納得されたかということについては、申しわけございませんが、100%そのようなことはちょっと難しいというところはあろうかなと思います。

○ 森 康哲委員

行政への不信感も生まれているように思うんですけども、四日市市自治会連合会の役員さんのCの意見の中に、この件でいかに行政がこちらへの理解に乏しかったのかが露呈したように感じると、意見の一つ目の最後、そういうふうな記載があるんですよ。これ、大きいと思うんですけども、行政に対しての不信感じゃないですか、これ。

○ 加藤危機管理監

森委員おっしゃることはよく理解させていただきました。

こちらについての発言は、私も現場におりませんでした。いなかったのであれなんですけど、これ、私も見せていただいたときに、ここでおっしゃっているのは自主防災組織と自治会との関係の中で、実質的には大多数の自治会長さんが自主防の会長を兼ねておられるのに、片方だけ記載があって片方の記載が漏れておったという事実に関して、市側とし

て、四日市市として日ごろいろんな形で大変お世話になっておる中にもかかわらずその辺が漏れたというところで、このようなご指摘があったというふうに私は受けてとめております。

○ 森 康哲委員

この指摘に対してのご理解はとれているというのでよろしいでしょうか。

○ 加藤危機管理監

このあたりはパブリックコメントの過程も含めて、記載を追加、追記していただいておりますので、少なくとも修正という形の中でご理解をいただいたというふうに思っております。

ただ、その時点で漏れておったということに関しては、そういったお気持ちというのは今もお持ちかもわかりません。

○ 萩須智之副委員長

森委員がご心配していただいておりますのは、雰囲気はありありとございまして、一番不審に思われていた点は、やはり防災計画に対して変更を要求されるとかそういうのがあるのではないかというのもおありやったようなんです。

それで、委員長がおおむね危機管理監、事務局調査法制係とも詰めているが、市の窓口はしっかりしてなかった、市の組織は市で流して行って、地域防災、コンビナート等防災の各計画は既にでき上がっているのだからそれには触らないというふうに説明されたんです。そうしたら、それならOK、こうしていただければと思っただけということで、おおむねその辺で雰囲気が一遍に和やかになりましたので、大分ご理解いただけたかなということです。ただ、一番最後にこれで終わりではないんですねという言葉がかけられましたので、はあとということで終わりました。そういうご意見があったということだけです。

○ 小林博次委員長

経過については大体そんなところでよろしいか。よろしい。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、話を先に進めさせていただきます。

話の中で、条例案に触らんと何かあかんかなという、そういうことはありませんでした。そういう感じのものはありません。ただ、さっきも言いましたように、四日市市地区防災組織連絡協議会、この活動が一生懸命やっておるのに書いていないという、そういう感じがありましたから、その辺を解説の中で少し触れさせてもらうといいのかなと。ですから、各地区の自主防災組織、この辺を代表して活動されているということを解説の中に少し書き足したいなど、こういうことで案を用意させていただきました。その辺、ちょっと足して説明させていただいてご議論いただきたいと思います。

それでよろしいか。森委員よろしいか。まだほかに。

○ 森 康哲委員

このタイミングで、最初に確認させていただいたように、もうロックして文言修正も終わって、あともう確認だけだったと認識しております。

ここに至って、解説の中であろうとも追記が出てくるということは、これ、少し皆さん納得できる部分なのかどうか、確認は必要だと思うんですけども。

○ 小林博次委員長

わかりました。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 小林博次委員長

この前の確認でいくと、日程的には10月9日とあと10月31日の二つ仮押さえ、必要がなければ委員会は開かないと、こういうことなんです、どちらにしてもパブリックコメントの回答とそれから四日市市自治会連合会さんとの打ち合わせと、そこで取り上げるべきことが出てくるのなら確認したいと、こういう確認をしておったと思うんです。

一番こだわっておられた四日市市地区防災組織連絡協議会、この点について解説の部分

で少し入るのなら、解説上は地域防災ということで捉えている、その後ろに少し加筆するというので集約したほうがいいのではないかなと、こんなふうに思ったので改めて提案させていただいたということです。

そのことは、四日市市自治会連合会さんとは入れるとか入れやんとかそんな話は全くありません。していません。これはこちらが受けとめて、そういうふうに一生懸命されているので明記しておいたほうがいいのかと、こういうことがありましたから、きょうそういうふうなことを改めて加筆させていただいたらどうかということです。

森委員が言われるように、そういう対応していいかどうかというのを皆さんに問うことですから、委員の皆さんにお願いさせていただきますが、そんなふうに今から提案されるような中身を加筆させていただくようなことをお願いさせていただきたいなと、こんなふうに思うんですが、どうでしょうか。

○ 加納康樹委員

多少、前段のところに話も戻りつつですが、四日市市自治会連合会さんからのご意見というのでやりとりがあって、何となくけしからんというのがいっぱいあったんでしょうけど、私たちが年半年ぐらい頑張ってきてきた条例のどこがどうおかしいという指摘は多分1個もなかったんだらうなというふうにしか理解ができません。その中で、唯一、出てきたのがこの地区防災組織連絡協議会というところも入れるべきじゃないかというところが、唯一条例に触るようなところのご指摘があったのかなとしか思えないので、前段の話のところに行ってしまうんですけど、完全にボタンのかけ違いというのか、説明の仕方、そして受け取り方で何かこじれちゃっただけなんだろうな、条例をつくったからといって私たちは条例を、別に四日市市自治会連合会さんだったり地区防災組織連絡協議会を縛るなんて到底思っていないわけで、行政に対して、より防災力を強めるためにこういうこともしてください、ああいうこともしてくださいということを条例にしたためてきたわけなので、多分、危機管理監の言うようにご理解をいただいたんだらうなというふうに私は思っております。

そこで、話が戻ってきますけど、やりとりの中であったところで唯一具体的なお指摘があったこの地区防災組織連絡協議会という文言、これを入れる、ただし、森委員からもご指摘もありますけど、ここに来て条例本体の中に入れるわけにはいかない、なので、解説ぐらいに入れたいという委員長、副委員長のほうのご配慮は、森委員のおっしゃるところ

もわからんでもないけど、最大限の配慮でいくとここの解説に入れていくということで、若干超法規的などころがあるのかもしれませんが、この委員長のさばきで進めていただければいいのかなというふうに私は思いました。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

すみません、委員長、理事者に確認したいんですけど、四日市市自治会連合会の役員さんの（B）のご意見についてなんですけれども、地域防災計画は既にあるというふうなお話をいただいて、その上で、Q&AのAのほうで、地域防災計画を尊重しながらもより上位の位置づけとなる条例を目指しておるといことなんですけど、我々、今まで議論してきた中で、四日市地域防災計画を念頭に置いて議論をしてきたというのは、これ、かなり広範囲でなっているんですね。今、ちょっとネットを見ているんですけど、それは、自分の中で上位ということは、網羅しているというような、理念であっても、そういう議論してきたのかなというのがあって、自分自身自信がないのが正直なところなんです。そこら辺は、危機管理監として、理念であってもこの条例が上位になる以上、今ある四日市市地域防災計画をちゃんと全体的に網羅しておるのかどうかという確認はとれていますか。

○ 加藤危機管理監

地域防災計画と条例の関係については、先ほどから私どもご説明させていただいておるところでございますが、重複しますけれども、地域防災計画はあくまで災害対策基本法に基づいた条例でございます、全体的に網羅をしておるところでございます。

それで、今回条例を策定していただきましてどういう意義があるかということにつきましては、先ほど8条のところにもございますように、十分反映するということでも文言もございますので、この関係性は非常に説明が、例えば図で書いたりするのが非常に難しいかなと思うんですが、上位かといいますと上位であって、並列的な横から牽制をするようなイメージかなというような理解もできるようなものでないかなというふうに思っています、その辺の関係性については説明はさせていただいたところでもございます、ただ、非常に二つある意味というのはご説明も難しい部分、ご理解いただくのに難しい部分があるかわかりませんが、あくまでこういった理念で、市なり、市民の皆さん、事業所の皆さん、市議会の皆さんの役割を定めて、今後もより地域防災計画がしっかり運用さ

れてできるように、牽制するような位置づけのものであるというように認識をしております。

○ 伊藤嗣也委員

非常に苦しそうな危機管理監の話仕方なんですけれども、上位と並列とは全く違うのでね、理念とはいえ、そこのところははっきり所管の部局として今までのない条例、つくってきた条例とか逐条解説もある中で、やはり理念であっても地域防災計画の網羅していないと、上位じゃないとこれは難しいと思うんですね。並列って今おっしゃったことが非常に気になるんですけれども、そこのところはもう一度お願いします。

○ 加藤危機管理監

この8条に改めて一部を読ませていただきますけれども、地域防災計画への反映という規定のところでございますが、四日市市防災会議は災害対策基本法の規定により作成された地域防災計画を修正する場合においては、この条例の基本理念を尊重し及び反映させなければならないという形ではっきり明記されておりますので、そういう意味では、地域防災計画はこの防災条例に大きく影響を受けるといいますか、支配下といえますか、そういう形に影響されるものであるというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

もうこれで終わりますけど、地域防災計画に書いてある内容、今回我々が議論してきたこの条例が理念条例であっても網羅しておるとい、上位であるということで内容も含めて間違いはないですか、確認だけです。一言。

○ 加藤危機管理監

十分網羅していただいておりますというふうには思っております。

○ 小林博次委員長

そうやな、そのために打ち合わせしてきたんやもんな。

○ 山口智也委員

委員長が進めていただくような方向性でいいと思いますし、考え方としては、加納委員が先ほどおっしゃったことに私も同意させていただこうと思うんですけど、ただ、森委員がずっとおっしゃっていることも、これもごもつともなことで、前回の委員会的时候も発言がありましたけれども、タイミングとしては幾ら四日市市自治会連合会さんといえどもパブコメがもう終結した後の話であるというところというのは、幾ら四日市市自治会連合会さんといえどもそこはしっかりまた考えていただきたい部分かなというふうに、それは感想として思っております。ただ、四日市市自治会連合会さんにしても、この地区の防災組織さんにしても、大事な防災対策を進めていく上で、行政や議会と一緒に力を合わせてやっていくパートナーでもありますし、そういった意味もありますし、また、ここで意見でありますように、意見の吸い上げる姿勢という部分で四日市市自治会連合会さんもどうやということ言っていたらいいと思いますので、そこはしっかり重く受けとめて、今回こう具体的に示してもらっている文言の追加という部分でしていいかなというふうに感じます。

以上です。

○ 小林博次委員長

ほかの委員の方、いいですか、大体そんなところで。よろしいか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

では、解説のところ少し修正させて、追加させていただくことで対応させていただきたいと思います。

それでは、事務局からちょっと説明させます。

危機管理監のほうから説明する。

○ 伊藤議会事務局主事

四日市市地区防災組織連絡協議会をまず、危機管理監のほうから説明いただいてから。

○ 小林博次委員長

じゃ、その前に、危機管理監から資料の説明をお願いします。

○ 真弓危機管理室長

危機管理室長の真弓です。

それでは、先ほど上がっています四日市地区防災組織連絡協議会についてご説明をさせていただきます。タブレットにつきましては、14特別委員会、01防災対策条例調査特別委員会、19平成30年10月2日、04危機管理監であります。

2ページをごらんください。

こちらにつきましては、四日市市地区防災組織連絡協議会の会則であります。第1条には趣旨が記載されており、この地区防災組織は相互に連絡協調を図り、広く防災思想の普及高揚に努めているものであります。第4条には役員の規定がされておりました、会長1名と副会長、幹事それぞれ4名が置かれております。また、この副会長、幹事につきましては、下へ記載していますとおり北部、中部、西部、南部、この四つのブロックからそれぞれ1名の方が選出をさせていただいております。

次のページをごらんください。

7条には事業が規定をされております。こちらの協議会の事業といたしましては、防災体制の充実及び防災活動の研究に関することなどを行っていただいております。また、9条には減災アドバイザーとあって、四日市市防災大学の修了した方で防災知識を有する方の中から最低1名の方を選出いただいて、各地区における防災活動を推進していただくため地区防災組織の長の方の補佐をさせていただいております。

次のページをごらんください。

これにつきましては、昨年度の活動実績でございます。表の右側から役員会総会の開催実績、続いてその右側にはつながる防災隊と記載していますが、これにつきましては機関誌でありまして、年2回の機関誌を発行しております。続いて右側には各ブロック会議の開催実績、さらにその右側には各地区の防災組織のやっている事例発表会の実績、さらには、その右側には研修会などの開催実績を記載しております。

次のページをごらんください。

これは、今年度平成30年度の活動目標でありまして、今年度の活動目標につきましてはPDCAサイクルを取り入れた評価型・課題発見型の訓練実施や、平成28年度に私どもが

実施した防災意識アンケート結果に基づく防災啓発活動の強化や、先ほど会則のところでもご説明いたしましたが、減災アドバイザーさんの活動促進、さらには本市の防災マップ改訂への参画などを活動目標として活動されております。

説明につきましては以上でございます。

○ 小林博次委員長

この防災組織について何かありますか。こういうことで活動されていると、ということですが、それでいいですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

そうしたら、元へ戻します。

条例18条の解説の部分に一部修正をするということで、事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤でございます。

正副委員長よりご検討いただきました修正内容についてご説明させていただきます。

右上に資料①、左上のほうに四日市市防災対策条例素案、前回からの修正部分と記載のあるA3資料をごらんください。

修正内容は、第18条、自主防災活動への支援、第1項解説部分に、四日市市地区防災組織連絡協議会の説明を追加したものでございます。四日市市地区防災組織連絡協議会は各地区における自主防災組織が集まった合議体であるため、第18条自主防災活動への支援、第1項解説部分の自主防災組織の説明を補足する形で、四日市市地区防災組織連絡協議会の説明を追加しております。

では、追加部分のみ読み上げをさせていただきます。

まず、左側後段部分でございます。

また、各地区の自主防災組織の代表で組織される四日市市地区防災組織連絡協議会は、情報共有を通じて防災体制の充実を図るとともに、防災活動の研究を行っています。

続いて、右側中段の部分でございます。

四日市市地区防災組織連絡協議会は近隣地区との連携性を高めるため、市内を四つのブロックに分けて連絡協調を図っています。北部ブロック、富洲原、富田、羽津、大矢知、八郷、下野、保々。中部ブロック、共同、同和、中央、港、浜田、橋北、海蔵、常磐。西部ブロック、三重、県、桜、川島、神前、大谷台。南部ブロック、塩浜、日永、楠、河原田、四郷、内部、小山田、水沢。

修正内容は以上でございます。

○ 小林博次委員長

聞いていただいたように、これは四日市市自治会連合会から要求されたわけじゃないんです。話の中で、どうも無視されておるんじゃないのという感じの話がありましたから、そのあたりを解説の中で入れれば入れたほうがいいかなということで、委員長提案で出させていただきました。

そんなことで、加筆させていただいていいでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、加筆させていただきます。

項目を追って、その次に、日程に移りたいと思いますが、この前に10月9日と10月31日仮押さえをしてあります。

できれば、また、この委員会の雰囲気や四日市市自治会連合会の役員会に伝えるということと、それから危機管理が四日市市自治会連合会と話して、大体ご理解いただいたという感じの話がきょうありましたから、この次の話はスムーズに行くのかなというふうには思っています。

この日程ですが、10月9日はちょっと間引きさせていただいて、10月31日に経過報告のまとめと最終、全部まとめる、こういう委員会にさせていただきたいなど。

パブリックコメントの回答もしないといけないというふうに思いますけど、これもこの31日を経て対応させていただく、返事をさせていただく、こんなことにさせていただきたいなど、こんなふうに思っていますが、それでいいでしょうか。

○ 加納康樹委員

間引きとおっしゃいましたけど、ですから第20回が31日になる、9日は開催しない。

○ 小林博次委員長

しない。

○ 加納康樹委員

でいいんですね。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 加納康樹委員

はい。

[第20回日程は予定していた10月9日の午前10時に開催せず、10月31日（水）午前10時に開催することが決定する。]

○ 小林博次委員長

この間にもう一回役員会で話をする事になりますが、前にも四日市市自治会連合会さんに申し上げてありますけれども、地域防災計画を触ったり、それから条例がさまざまな活動に反するような中身は全くありません。むしろそれを条例で規定し、行政に対してかなりの要望を、実は、その後要望が8項目、それから皆さんから出された要望が、全部これを行政要望として提出するという事になりますから、内容的にはこの条例を補強するみたいな格好の要望になっていくのかなというふうに思っています。そのあたりを膝を割って話をしてご理解を得る、こんなことを10月31日までには完了させておきたいと。

経過のまとめですとかそういうものを10月31日のこの場所でというよりは、事前に、もう今までの経過ですから。これを報告させて、皆さんに報告文書を配付させていただいて、ご意見をそれまでに上げてもらいたいなど、こんなふうに思っています。ですから、31日は完結させると、こういうことで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それから、危機管理室には、やっぱり危機管理室の傘下でさまざまな活動をお願いしてもらっている団体ですから、防災組織は、きちっと途中経過で説明するというのは多分できなかったやろうというふうには思っていますが、おおむね完結をしていくということでもありますから、この旨を正確に伝えていただいてご理解を得ていただくとありがたいなど。あくまでも、これ、理念条例としてつくっていますから、実施条例ではありませんから、並列して何かという、そういう考え方は持っていないので、その点もきちっと説明しておいてください。

それから、もう一つありますが、ここに議員政策研究会の防災対策条例に関する取り組みの理由で説明をされています。できれば、こういうものも議会のほうから提供させていただきますから、事前に説明しておいていただくとありがたいなど。だから、あなた方、ちょっとパイプが詰まっておるような感じを受けたので、この際きちっとパイプをつなげておいてください。

○ 加藤危機管理監

今後、地区防災組織連絡協議会の役員会等の場で、条例策定、先ほど委員長からご紹介がありました、そういった経緯のご資料も頂戴して、それをお渡しするとともに、この条例案も、パブリックコメントも付せられておりますので、ある程度オープンになっているんだと思いますので、そういったものもお示しして、ご説明できる機会を今後設けてまいりたいというふうに思います。関係性についても先ほど委員長からご説明がありましたようなところについても、改めてご理解いただくように努めてまいりたいと思います。

○ 小林博次委員長

よろしく申し上げます。

それでは、これで終わります。ありがとうございました。

11 : 13 閉議